

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853  
水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075  
Fax 029-305-3317  
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

## 茨城県人事委員会勧告出される!! ~5年連続の給与引き上げ~

2018年10月12日に、茨城県人事委員会は教職員も含めて県職員の5年連続の給与引き上げを大井川知事と山岡県議会議長に勧告しました。今後は、人事委員会勧告を踏まえた県当局と地公労（県職連合・茨教組・茨高教組・自治労）交渉を経て賃金・処遇等が決定していきます。以下が今年的人事委員会勧告のポイント。

### ①月例給の引き上げ

公民格差を踏まえて、給与を平均631円（0.16%）引き上げる。具体的には30歳前半までは約1000~1500円引き上げ、40歳前後から再任用教職員まで400円引き上げる。

### ②ボーナスの引き上げ

ボーナスを0.05月引き上げる。一般教職員は4.40月→4.45月。再任用職員は2.30→2.35月。

### ③長時間労働の是正

現在、県庁内では「時間外勤務の事前命令の徹底」「定時退庁日の設定」「内部事務や会議の廃止・合理化」「所属長が全職員の勤務時間を管理し、事務分担見直しや応援態勢の検討」など様々な取り組みを実施している。

しかし、これらの取り組みを進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合は業務量に応じた要員が確保される必要がある。

### ④仕事と家庭の両立支援の促進、心の健康づくりの推進等

育児や介護に係る各種制度の活用には、職場の理解と利用しやすい環境整備が必要である。

依然としてメンタル疾患に伴う長期療休者が多いことから、ストレスチェック制度の効果的な活用により、職場環境の課題

を的確に把握し、円滑かつ速やかに改善措置を講ずるなど、職員の心の健康づくりになお一層努める必要がある。

職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な勤務環境の実現のために、引き続きハラスメント防止の取り組みを進める必要がある。

### ⑤定年の引き上げ

国の動向を注視しながら、定年の引き上げに関して人事管理や給与制度全般にわたり、課題を整理して対応していく必要がある。

### ⑥会計年度任用職員制度の導入

2020年4月の改正法の施行に向け、制度が円滑に導入されるよう、条例等の整備や他所要の準備を着実に進めることが必要である。



以上が勧告のポイントですが、長時間労働の是正のために県庁では、定時退庁日や全室定時消灯などが実施されています。昼休みなどに県庁内に放送が入って、職員が定時に帰れるように管理職に支援の呼びかけが行われています。学校でも、管理職が自分の職務として定時退勤日や定時消灯などの取り組みを進めるべきです。

また、定年引き上げについては、8月の人事院勧告でも勧告されていますが、いつから始まるということは明確にされず、人事委員会も同様の勧告になっています。昭和36年4月以降に誕生した教職員は、65歳にならないと年金が全く出ませんから、いつから始まるかを国や県は明らかにする必要があります。

会計年度任用職員制度については、誰が対象になるのかはまだはっきりしていません。臨時教職員が全て対象であるということではありません。引き続き、組合としては臨時教職員の雇用の確保と労働条件の向上を求めていきます。

給与引き上げ等についての地公労交渉は、10月16日（火）、10月23日（火）、11月21日（水）に行われます。

今後の交渉結果は、ファックス通信等でお知らせします。

12月1日（土）に中央委員会開催

2018年度の茨城県高等学校教職員組合の中央委員会は、12月1日（土）にワークヒル土浦を会場に開催します。

現在、執行委員会では議案の検討中ですが、国内情勢では「総裁選と内閣改造、憲法改悪」「沖縄知事選」「働き方改革」「東海第二原発の再稼働」などの問題、教育問題では「定年制延長」「人手不足と教職員の未配置」「長時間労働と療休者の増加」「エアコン設置、熱中症」「最低賃金」「親が非正規」「生活のためのアルバイト」など問題が山積しています。

年に一回の中央委員会ですが、組合員が集まって職場の問題を語り合って、政治や教育の情勢の認識を深めたいと考えています。

また、11月以降は人事異動や職場の校内人事が職場の共通した問題になります。人事問題や異動についても、職場の現状を出し合って、具体的対策を検討していきます。

## 10月1日から茨城県の最低賃金822円

茨城県の最低賃金（最賃）が、10月1日から昨年度よりも26円上がって822円になりました。最低賃金は中央審議会で引き上げの目安が7月下旬に出て、8月に茨城県地方最低賃金審議会が本審と専門部会を開催して、8月22日に決定しました。

822円は目安通りの金額ですが、審議会には茨城労連、医労連、いばらきコープ労組から意見書が出されました。また、異議申立書が茨城労連といばらきコープ労組、茨城県ハイヤータクシー協会から出されました。今年も、茨城県産業戦略部長と日本共産党県委員会からも意見書が初めて提出されました。最賃の引き上げのためには、より多くの組織・団体から意見書を提出する必要があります。

### 最低賃金は県によって違う

最低賃金額は各県の審議会が決めるため、県によって金額が異なります。全国平均は874円（茨城県は52円低い）になりましたが、関東では東京が985円、

神奈川が983円、埼玉が898円、千葉が895円、栃木が826円、群馬が809円になりました。茨城労連など全国の労働組合は、全国一律最低賃金制度の実現を求めています。県によって最賃が違うため、茨城県でも千葉や東京でアルバイトをする県南の若者や高校生は多くなっています。高校生のアルバイト代も県南ほど高くなり、水戸や県北は最賃ギリギリになっています。東京や神奈川では時給1000円では人が集まらないと言われています。

### 企業の「支払能力」の問題ではない

企業に「支払能力」があるから、最低賃金の引き上げには反対という意見があります。しかし、最低賃金が上がらないために労働者の購買意欲が伸びず、地域経済に悪影響を及ぼしています。賃金が低いために会社を辞める人が多くなって、人手不足が深刻化しています。女性の低賃金は、少子化に拍車をかけています。

政府や行政がやるべきことは、最賃の引き上げに耐えられるように中小企業に対する支援を充

実させた上で、最低賃金の引き上げを通して若者、女性をはじめ労働者の賃金を引き上げ、地域経済を活性化することです。

### 最低賃金以下は法律違反

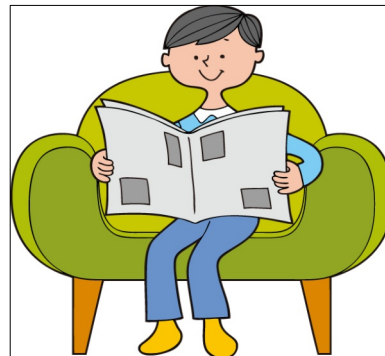
10月以降に822円以下で労働者を雇っている会社は法律違反で、労働基準監督署の指導の対象になります。

生活のためにアルバイトをしている高校生が多くなっていますが、最賃についての学習を高校でも設定し、822円以下で働いている高校生がいなかを高校としても調査する必要があります。

最低賃金と労働法制については高校生が、高校時代に学ぶ場を設定すべきです。

また、厚生労働省作成の最低賃金ポスターを学校の掲示板や教室に貼りだす必要があります。

茨城労働局では、昨年よりもポスターの枚数を増やして高校に送付したということです。



## 茨城県就職支援奨学金助成制度が創設される!!

9月13日付で各高校に、県の産業戦略部労働政策部長から「茨城県就職支援奨学金助成制度の対象者の募集について」という文書が通知されています。

これは、日本学生支援機構の給付型奨学金を希望したものの「学校枠」の関係で、給付型奨学金の対象にならなかった生徒の救済措置です。

助成制度の対象者は、今年3月の卒業生と高校3年生で、給付型奨学金が「学校枠」で外れて貸与型奨学金を借りることになった生徒が対象になります。

そして、助成の条件は大学等卒業後、県内の企業に就職し、県内で10年間定住する予定であることです。

この条件に合う生徒には、大学等卒業後に奨学金の返済額【上限192万円（4万円×12月×4年）】を助成するというです。

192万円は私立大学に自宅外で通う生徒を対象にした給付型奨学金の金額と同額になります。

つまり、この制度は給付型奨学金が大学入学後に毎月給付されることとは異なり、卒業後に奨学金返済のための資金が給付されるということです。

### 茨城共同運動の県交渉を踏まえて作られた制度

組合（茨高教組）では7月に行われた茨城共同運動の県交渉の中で、「新潟県の取り組みを調査し、茨城県独自に高校進学者、大学進学者に対する給付制奨学金制度を創設すること」という要求をもとに県と交渉しました。

県独自の給付制奨学金制度ではありませんが、日本学生支援機構の給付型奨学金制度の対象でありながら、「学校枠」の関係で給付型奨学金の対象から外れた生徒にとっては救済措置となっています。

また、この制度が教育委員会ではなく、労働政策部から出されているのは大学等卒業後の若者の県内での雇用を増やしたいという政策の一環として出されているためです。

助成制度の対象者の募集は、今年の12月31日までとなっていますから、各学校では対象の生徒に丁寧に説明し、応募を促す必要があります。また、新設された助成制度について、職員会議などで教職員に周知していくことが重要です。